　　　市町村等が実施する防災訓練等に高知県消防防災ヘリコプターが参加する

　　　場合の取扱基準

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成８年４月18日施行

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成22年10月４日改正

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和４年10月13日改正

　市町村又は消防本部が実施する防災訓練等に高知県消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）が参加する場合の基準及び手続きについて、下記のとおり定める。

記

１　参加基準

　　高知県消防防災ヘリコプターが参加する防災訓練等は次の(１)及び(２)に掲げるとおりとする。

　(１)　防災訓練

　　　市町村が実施する防災訓練であって、訓練種目が救助救出訓練、消火訓練、救急搬送訓練、物資搬送訓練及び偵察訓練等であるもの

　(２)　その他の訓練

　　　消防本部が実施する林野火災等の消火訓練、救急搬送訓練、山岳遭難及び水難事故等の救助訓練

２　申請手続

　(１)　受付期日

　　　原則として、訓練を予定している日の２箇月前とする。

　(２)　申請方法

　　　防災訓練等への高知県消防防災ヘリコプターの参加を希望する者は、(１)の期日までに高知県消防防災ヘリコプター訓練参加申請書（別紙様式。以下「申請書」という。）を高知県危機管理部消防政策課長に提出するものとする。

　(３)　適用除外

　　　(２)の規定にかかわらず、１の(２)のその他の訓練に係る申請については、申請書の提出を免除する。

３　参加の決定

　　高知県危機管理部消防政策課長は、運航計画、申請内容等についての調整等を十分に行った上、参加の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

４　災害出動の優先等

　(１)　訓練参加直前又は参加中に災害出動の必要が生じた場合は、出動を優先させるものとする。

　　　なお、航空機の整備、天候等により延期又は中止する場合がある。

　(２)　(１)の規定に基づいて出動を中止した場合において、申請者（２の(３)の規定に基づいて申請書の提出を免除された者を含む。以下同じ。）に損害が生じた場合においても、当該損害を賠償しない。

５　安全の確保

　　申請者は航空機及び訓練参加者、訓練場周辺住民等の安全確保のため、万全の対策を講じなければならない。

６　場外離着陸場の確保

　　申請者は、航空機が離着陸するための場外離着陸場を確保するものとする。